

労働保険の九事協ニュース



■ 今月のお知らせ

年度更新（労災保険と雇用保険の保険料申告納付手続、保険更新手続き）が大詰めを迎えます。書類の回収を進めて参りますのでご協力の程よろしくお願いいたします。

特別加入（事業主等の労災保険）にご加入の方は、保険料の見直しも同時に受付けますので、変更をご希望の方は当協会または福岡事務所までご連絡ください。

労働保険事務組合(社)九州商工事務協会

本店事務所

〒814-0146

福岡市城南区南片江 3-7-28 南片江コスモ 1F

TEL092-862-5153 FAX092-284-5015

eメール kyuujikyoku@wish.ocn.ne.jp

URL <http://www8.ocn.ne.jp/~cantask2>

二日市出張所

〒818-0072

福岡県筑紫野市二日市中央 6-3-7 坂田ビル 3F

TEL092-408-7613 FAX092-408-7613

【労務】次世代育成支援対策推進法等の一部が改正

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等が図られました。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000044113.html>

【労務】有期契約労働者の育児休業ハンドブックの公表について

近年、有期契約労働者の働き方が多様化し、補助的な業務のみならず、正社員と同じ職務を担い、1週間の所定労働時間が正社員とほぼ同じ有期契約労働者も増えています。しかし、有期契約労働者の中に「産前・産後休業、育児休業は正社員だけの制度である」との誤った認識を持っている人が少なくないという調査結果も出ていることから、厚労省は、有期契約労働者の育児休業ハンドブックを作成しました。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[厚生労働省]

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ikuji_handbook/index.html

【法人税】交際費等の損金不算入制度の改正について

平成26年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第10号)により法人の交際費等の損金不算入制度に関する規定が改正され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとなり、国税庁は、当該改正に係る質疑応答を公表しています。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[国税庁]

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/settai_faq/01.htm

【年金】年金制度の改正について

平成24年において年金関連の法律が4法「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部改正法律、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部改正法律、国民年金法等の一部改正法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律」が改正され、順次施行されています。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/index.html>

【労務】改正パート労働法が成立

平成26年4月23日、パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)の一部を改正する法律が公布されました。今回の改正では、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、また、納得して働くことができるよう、正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大されるとともに、パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務が新たに課されます。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000044198.html>

【経営】自動車運転処罰法の施行について

飲酒運転や無免許運転のような悪質で危険な運転による死傷事件が後を絶ちませんが、これらの事件の中には、危険運転致死傷罪の要件に当てはまらないため、自動車運転過失致死傷罪が適用されたものもあり、悪質で危険な運転が原因であるのに過失犯、つまり不注意によって起きた事件として自動車運転過失致死傷罪として軽く処罰されるのはおかしいのではないかという被害者や遺族等の意見があったことから法制定に至ったものです。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[法務省]

http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00081.html

※掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にお電話ください。